

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:社会教育部中央公民館 No.002

処 分 名	公民館への入館の禁止等
処 分 の 概 要	基準の要件を満たした場合、施設の秩序を維持するため、施設利用者の公民館への入館を禁止し、又は退館を命じることがあります。
根拠法令等・条項	社会教育法第 24 条、春日部市公民館条例（平成 17 年条例第 180 号）第 13 条、春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例第 3 条
処 分 基 準	<p>公民館内の秩序を乱す者、秩序を乱すおそれのある者に対し、公民館への入館を制限し、又は退館を命じることがあります。</p> <p>① 大音響を発する機器や火器の使用、又は煙、臭気、騒音、振動等を発生させることにより、他の使用者に不快感を与え、若しくは危険が及ぶおそれがあると認められるとき</p> <p>② 身体の危険を伴う、若しくは危険の及ぶおそれのある行為により、他の使用者に危険が及ぶおそれがあると認められるとき</p> <p>③ 館内で飲酒しているとき、又は酒気を帯びて入館したときなど</p>
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■社会教育法

第24条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

■春日部市公民館条例

第13条 館長は、公民館内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者の入館を禁止し、又はその者に対し、退館を命ずることができる。

■春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例

第3条 公共施設の管理者（以下「管理者」という。）は、当該公共施設の使用について別に定めるもののほか、その使用が暴力団等の利益になると認められるときは、当該公共施設の使用を許可しない。

2 管理者は、既に公共施設の使用の許可をしている場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められたときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。この場合において、当該使用者に損害が生ずることがあっても、管理者は、その賠償の責めを負わない。